

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村 二郎

奈良県人事委員会規則第二十四号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項中「地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」に改め、同項の次に次のように加える。

所 食品衛生検査	
(1) と畜検査業務及び食鳥検査業務に直接従事することを本務とする獣医師（(2)に掲げる者を除く。）	二
(2) 獣医師（所長、課長及び課主幹に限る。）	一

別表第一簡井寮の項から福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室の項までを削り、同表精華学院の項の次に次のように加える。

(1) 教育、指導及び援助に直接従事することを本務とする職員で知的重度児童（知的障害の程度が重度の者をいう。以下本表において同じ。）と起居を共にする職員	四
(2) 知的重度児童の教育、指導及び援助に直接従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除く。）	三

藤の木学園							
福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室	(3)	教育、指導及び援助に直接従事することを本務とする職員で知的中軽度児童（知的障害の程度が中度又は軽度の者をいう。以下本表において同じ。）と起居を共にする職員					
	(4)	知的中軽度児童の教育、指導及び援助に直接従事することを本務とする職員（(3)に掲げる者を除く。）					
	(5)	教育、指導及び援助に直接従事することを本務とする職員で盲児及びろうあ児と起居を共にする職員					
	(6)	盲児及びろうあ児の教育、指導及び援助に直接従事することを本務とする職員（(5)に掲げる者を除く。）					
	(7)	園長					
福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室	(8)	次長（福祉職給料表の適用を受ける者に限る。）					
		医師（人事委員会の定める職員に限る。）					
	三						
	二						
	三						
	二						
	一						
	二						

別表第一食品衛生検査所の項を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。